

独立性の高い社外取締役の確保に関する上場制度の見直しに係る「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の一部改正について

平成26年2月5日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

今回の改正は、平成24年9月の法制審議会総会において採択され、法務大臣に答申された「会社法制の見直しに関する要綱」の附帯決議に基づき、当取引所の「独立役員制度」をさらに強化し、独立性の高い社外取締役の確保に関する努力義務を規定するため、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の一部改正を行うものです。

II. 改正概要

現行の「独立役員制度」では、上場会社に対して、独立性の高い社外取締役又は社外監査役を1名以上確保することを求めています。その中に取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならないものとします。

(備 考)

- ・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第42条の4

III. 施行日

平成26年2月10日から施行します。

以 上